一般財団法人ソフトウェア情報センター 発行・編集 専務理事 亀井 正博

No. 157(2017/12)

システム開発プロジェクトにおいてベンダはどこまで責任を負うのか 札幌高判平成 29 年 8 月 31 日ほか

CITY LIGHTS LAW シティライツ法律事務所 弁護士 伊藤 雅浩

1 はじめに

スルガ銀行 vs 日本 IBM 事件の東京高裁判決(平成 25 年 9 月 26 日)以降,システム 開発ベンダ(以下,単に「ベンダ」という。)からは、いったい何をどこまでやればよいのか、という不安の声を聞くことが増えてきた。

同判決中では、ベンダが「プロジェクト・マネジメントを適切に行うべき義務」を負うとされ、しかもその内容は「契約文言等から一義的に定まるものではなく、システム開発の遂行過程における状況に応じて変化しつつ定まるもの」であることから、事前に対策を取りづらいという声もあった。さらには、プロジェクトの危機を回避し得ない場合には、ベンダはユーザに対し、システム開発の「中止をも提言する義務があった」との説示に対しては、「実務上、悩ましい」といった戸惑いの声も見られた」。

そしてその後も、東京高判平 26.1.15 公刊物未登載(D1-law)、本稿で取り上げる札幌高判 29.8.31(裁判所ウェブサイト。以下、「本件控訴審」という。)の原審である旭川地 判平 28.3.29 公刊物未登載(WLJP)(以下「本件原審」という。)や、東京地判平 28.4.28 判時 2313 号 29 頁といった大規模なシステム開発取引において、いずれも大手ベンダのプロジェクト・マネジメントに関する責任が認められる判断が続いた2.3。

ところが、本稿で紹介する本件控訴審では、ベンダの責任を認めた原審判決を破棄し、

SOFTIC

© 2017 (一財)ソフトウェア情報センター http://www.softic.or.jp/ 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-16-11 愛宕イーストビル 14 階 TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398

¹ 日本経済新聞平成 26 年 2 月 24 日朝刊「銀行システム刷新失敗,責任は?開発者に『中止提言義務』スルガ銀 VS 日本 IBM で高裁判決一括受注が大半,決断困難」

² これらの裁判例においては、必ずしも「プロジェクト・マネジメント義務」という用語が用いられていない。

³ なお大規模システム開発紛争である東京地判平 28.6.17 公刊物未登載 (WLJP) では、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務違反に関するユーザの主張が退けられている (控訴審係属中)。

ベンダの債務不履行責任を否定し、逆にユーザの協力義務を認めた。一口にシステム開発プロジェクトと言っても、ベンダとユーザの役割や契約形態、体制、開発手法などは事案によって異なることから、本件控訴審が出たことによって、「ベンダの重すぎる責任を見直そうという動きがでてきた」などとまで評価することはできない。しかし、ベンダの責任を明確に否定した事例が登場したことによって、システム開発プロジェクトにおけるベンダが負うべきプロジェクト・マネジメントに関する責任の内容・範囲を検討する材料が増えたことは間違いない。

そこで、本稿では、本件控訴審の内容を、原審との違いを紹介しつつ、ベンダがシステム開発取引において負っているプロジェクト・マネジメントに関する義務の内容を考察する。

全 12 ページ;以下目次のみ。

- 2 システム開発取引の特徴
- 3 本件控訴審
- (1) 事案の概要
- (2) 争点
- (3) 争点に対する判断
- ア 争点(4):本件仕様凍結合意の意味
- イ 争点(6):マスタ抽出義務の所在及び違反
- ウ 争点(7):本件プロジェクト頓挫についての原告と被告の責任
 - (ア)本件原審の判断
 - (イ)本件控訴審の判断
- 4 ベンダの義務の内容
- (1) プロジェクト・マネジメントの意味
- (2) 基本となる「説明義務」
- ア 東京高判平 25.9.26
- イ 東京地判平 28.4.28
- ウ 本件控訴審
- エ 小括
- (3) 中止提言義務・追加要望拒絶の義務等
- ア 東京高判平 25.9.26 (中止提言義務)
- イ 本件原審・本件控訴審(追加要望拒絶義務)
- **5** おわりに

以上